

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当 田村 行き  
(E-mail : [u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp))  
(FAX : 0 9 8 5 - 3 2 - 3 8 8 7)

企画提案競技 参加申込書  
(企業紹介冊子「ワクワクWORK!宮崎」作成業務委託)

会社名	
所在地	〒
代表者 職・氏名	
担当者 職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

【注意事項】

- 確認のため、電子メール又はファックス送信後に必ず電話連絡をお願いします。(電話 : 0985-26-7105)
- 参加申込書の提出締切は、令和 8 年 5 月 15 日 (金) 午後 5 時までです。

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

名称

代表者 職・氏名

印

### 誓 約 書

私は、企業紹介冊子「ワクワクWORK！宮崎」作成業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応出来る体制を整えていること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課雇用対策担当 田村 行き  
(E-mail : [u-turn@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:u-turn@pref.miyazaki.lg.jp))  
(FAX : 0 9 8 5 - 3 2 - 3 8 8 7)

企画提案競技 質問書  
(企業紹介冊子「ワクワクWORK!宮崎」作成業務委託)

会社名	
担当者	部署名 : 職・氏名 :
【質問内容】	
担当者連絡先	電話番号 : FAX 番号 : E-mail :

【注意事項】

- ・ 確認のため、電子メール又はFAX送信後に必ず電話連絡をお願いします。  
(電話 : 0985-26-7105)
- ・ 質問については企画提案競技実施要領、仕様書などの資料名及びページを明記し、質問内容を明確にしてください。
- ・ 質問票の提出締切は、令和8年5月11日(月)午後5時までです。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

住所  
名称  
代表者 職・氏名

印

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
-------------------------

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

当社は令和 年 月 日現在、宮崎県内に事業所がなく、従業員も居住していません。

(3) 開始誓約

当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印